

意見募集（パブリックコメント）の実施結果

瀬戸市水道事業経営戦略（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果

- 1 意見募集期間 平成30年7月2日（月）～7月31日（火）
- 2 意見提出人数 2人（窓口提出2件）
- 3 合計意見件数 11件
- 4 意見への対応
- (1) 意見を踏まえて、案の修正を検討するもの 0件
 - (2) 今後の事業実施の参考とするもの 8件
 - (3) 意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済であるもの 2件
 - (4) その他（本計画案に対する意見でないもの等） 1件

5 意見の概要及び市の考え方

番号	意見の概要	市の考え方	意見への対応
1	水道施設の維持管理に当たり必要なことは、職員の水道事業に対する意識向上及び維持管理や緊急時対応の技術習得、熟練の為、当該能力を有する職員を適正数配置すること。	職員の意識向上と知識承継を進めるとともに、委託化の検討が可能な業務については、経済性だけではなく安全性、信頼性、事業継続性等を総合的に勘案のうえ、最適な運営方法を検討します。また併せて技術承継や緊急時の対応能力を考慮して職員数の適正化も検討します。 P22 7 将来の事業環境 (5)組織の見直し P27 9 投資・財政計画(3)収支から認識した課題と取組【課題に対する今後の取組】A	(2)
2	水道料金の値上げは、水使用量の減少が考えられ、安全で安定した水の供給のためには、小さい値上げ幅で何回も値上げをすることが困難であると考えられるため、平成9年4月1日の平均改定率18.50%以上が必要ではないか。 加入分担金の値上げも必要ではないか。	料金改定が必要となった際は、「安心・安全」と「安価」のバランスを考慮する必要があると考えます。ご意見を参考にさせていただきます。 P28 9 投資・財政計画(3)収支から認識した課題と取組【課題に対する今後の取組】E	(2)
3	収入向上のために、有収率の向上が効果的と考えられるが、老朽管の適切な更新、不明漏水等への確実な対策が必要ではないか。	有収率の向上は、収益の向上に繋がると考えます。瀬戸市管路更新計画に基づき、管路更新率年平均1%を目指すことにより、有収率の向上に努めます。 P28 9 投資・財政計画(3)収支から認識した課題と取組【課題に対する今後の取組】D	(3)
4	市中心部の人口減少、郊外への開発により水道施設は拡大し、将来的に維持の経費が多額となる可能性が高い。市全体に本市の将来像を見据える必要がある。	瀬戸市第6次総合計画や瀬戸市都市計画マスタープランが目指すコンパクトでまとまりのあるまちづくりに連動した水道事業の運営に努めます。 P29 9 投資・財政計画(3)収支から認識した課題と取組【課題に対する今後の取組】G	(3)

5	「市民が安全、安心で安価な水を安定して利用できるよう計画的な水道施設の更新、維持管理を行うとともに、引き続き健全な事業経営を進めます」とした、瀬戸市第6次総合計画と、料金値上げを前提とする本案は方向性が全く異なっており、市民にとって理解しづらいため、本案は取り下げるべき。	適切な時期に適切な施設・管路更新をすることと、そのための財源確保をすることが、「安全・安心で安価な水」の安定供給に繋がると考えており、瀬戸市第6次総合計画と本経営戦略（案）の方向性は同じです。 P17 5水道ビジョンにおける基本理念	(2)
6	本案と総合計画に示されている水道事業の位置づけとはどのような関連があるのかを市民が理解できるよう明らかにするべき。市長の見解を求める。	本経営戦略（案）は、市の最上位計画である瀬戸市第6次総合計画の将来像と都市像を実現するための施策体系に位置付けております。 P1 1経営戦略策定の趣旨【経営戦略の位置づけ】	(2)
7	水道事業が快適な市民生活の根幹を支えるライフラインとして重要な役割を果たしており、社会基盤事業として使用料金だけでなく一般財源から事業資金を投入することも検討されるべき。	水道事業に掛かる費用は、水道利用者の水道料金によって運営することとされています。こうした考えに基づき、今後とも、安全で安心な水道水を供給してまいります。	(2)
8	水道水源の確保については、安全、安心な水道水を供給する上で水源保護条例を直ちに制定し、水源地域の良好な環境を確保し維持を進めるよう取り組むべき。	水道水源保護条例の制定については、水源によって流域に私有地が多いことから、土地利用の制限による影響が水道利用者への負担とならないよう、引き続き慎重に検討する必要があるものと考えております。	(4)
9	水道事業の経営状態について、市人口の減少は避けられない状況であり、厳しい収支状況に直面しており、利用者であり利害関係者、主権者でもある市民に対して毎年、説明会や意見交換会等を行い、情報公開と説明責任を十分に果たすべき。	水道事業の経営状況については、議会により予算決算の審査をいただくとともに、広報せとでもお知らせしています。また、決算の主要な帳票を市ホームページへ掲載しております。 今後も経営状況をご理解いただけるよう、より一層、情報提供に努めてまいります。	(2)
10	施設更新費用において、どのような施設を予定し、なぜ巨額な費用となるのか説明がされていない。	施設更新費用については、瀬戸市水道施設更新計画に基づき算定されています。本市水道事業は歴史が古く、また高度経済成長期に浄水場や配水池などの多くの設備投資をしてきたこともあり、多くの施設が更新時期を迎えています。 P20 7将来の事業環境(4)施設の見通し	(2)
11	資金計画などの内容が理解しづらい。市民に理解されるよう説明会等を開催し、積極的に内容を説明し、十分な市民合意を形成していくべき。	今後も本市水道事業をご理解いただけるよう、市ホームページの内容を拡充するなど、より一層、情報提供に努めてまいります。	(2)

瀬戸市水道事業経営戦略（案）に対する再意見募集（パブリックコメント）の実施結果

1 再意見募集期間 平成30年10月1日（月）～10月31日（水）

2 意見提出人数 2人（窓口提出2件）

3 合計意見件数 14件

4 意見への対応

(1) 意見を踏まえて、案の修正を検討するもの 0件

(2) 今後の事業実施の参考とするもの 4件

(3) 意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済であるもの 6件

(4) その他（(1)～(3)以外のもの） 4件

5 意見の概要及び市の考え方

番号	意見の概要	市の考え方	意見への対応
1	瀬戸市第6次総合計画では「市民が安全、安心で安価な水を安定して利用できるよう計画的な施設の更新、維持管理を行うとともに健全な事業経営を進めます」としている。総合計画実現に向けて、値上げを盛り込まない水道経営戦略案を作成する必要があるのではないか。	経営改善の取組みのもと、適切な時期に適切な施設・管路更新をすること、そのための財源確保をすることが、「安全・安心で安価な水」の安定供給に繋がると考えており、瀬戸市第6次総合計画実現を目指し、本経営戦略案を作成しております。	(3)
2	耐震化率の訂正について、間違えた理由が説明されていない。これでは市民としては意見を提言することはできない。市民への情報提供が不十分。水道事業が市民生活にとって必要不可欠なものであり、地域独占企業であるからこそ市民（顧客）に対する十分な説明責任を果たすべき。	浄水施設については、施設（着水井から浄水池まで）の全体において耐震性を有していなければ、計上できないところをろ過池等一部分の耐震性を有していることで計上したこと、配水池については、古い配水池が耐震性を有していれば同じ配水場内にある新しく設置された配水池は耐震性が有るとみなし、計上したことによるものです。 今後とも、水道事業から、市ホームページや広報せと等を通じて積極的に情報提供をまいります。	(2)
3	収支計画では水道利用料金によって事業を運営することになっているとして、一般財源からの資金投入を検討していない。しかし、毎年のように一般財源からの繰り入れが行われている。どれくらいの額までの繰り入れが可能なのか検討し、その結果を計画として示すべき。	毎年、市の一般財源からは、消火栓設置など国の基準に基づいた負担金のみを繰り入れていきます。これ以外の経費については、全て経営上の収入により賄うこととされており、その考えに基づき収支計画を作成しております。	(3)
4	有収率を向上させ、1%引き上げられれば収入が約2,000万円増加するので積極的に対策に取り組み、向上を目指すべきではないか。	有収率の向上は、給水収益の増加には繋がりませんが、一定程度の浄水・配水費用の縮減に繋がります。ご意見を頂きましたとおり、管路更新などの取組みを進めてまいります。 P28 9 投資・財政計画(3)収支から認識した課題と取組【課題に対する今後の取組】D	(3)

5	水道水源保護に向けて、瀬戸市の全ての行政計画、施策の立案、実施において取り組みの基礎に据えられる「瀬戸市環境基本計画」においても実現を目指すように市として積極的に取り組むべきである。土地利用の制限による影響が水道利用者への負担とならないような取り組み方を早急に検討し市条例の制定を目指すべき。	土地利用の制限による影響が水道利用者への負担とならないよう、引き続き慎重に検討する必要があると考えております。	(4)
6	瀬戸市パブリックコメント手続に関する要綱に示されているような積極的な周知の努力がされたとは言いがたい。各窓口には閲覧用のみで貸出用冊子も用意されていない。期間を延長してでも市民への周知に取り組み、理解と関心を高めるべきではないか。	パブリックコメントにおいては、市内8か所での閲覧の他、市ホームページから閲覧及びダウンロードしていただけるよう用意をしました。また、任意の様式による意見提出が通常ですが、ご意見を頂きやすくするため、参考様式も準備をした上、募集期間当初のみではなく、期間の半ばにも再度ホームページで周知を図りました。	(4)
7	長く水道で働いた職員は、多くの水道事業の内容・問題点が頭の中に蓄積されている。パソコンにデータが保存されていても、緊急時の停電で活用できない。人間は、対処、処理できるので、一番重要であると考えます。単純に高い安いで決めないで。	技術継承や緊急時の対応能力を考慮した上で、職員数の適正化を検討します。 P22 7 将来の事業環境 (5)組織の見直し P27 9 投資・財政計画(3)収支から認識した課題と取組【課題に対する今後の取組】A	(3)
8	料金改定について P28の表から料金値上げは、すぐに検討を始め、来年度中くらいには値上げをする必要があると思います。 値上げ幅が小さくて良いと思う。	「安心・安全」と「安価」のバランスを考慮する上で、黒字を維持している時点において、値上げを行うことは難しく、純利益（長期前受金戻入を除く）が赤字となった場合には、直ちに料金改定の検討を行うこととしています。 頂いたご意見を参考にさせていただきます。 P28 9 投資・財政計画(3)収支から認識した課題と取組【課題に対する今後の取組】E	(2)
9	県水の受水費について 県水の料金値上げがここ数年に1～2度程度あると考えるが、検討しておくべきではないか。	県水の供給者である愛知県企業庁が平成28年に発表した経営戦略における収支計画では計画期間終期の平成37年度までは黒字を維持できるとされ、料金改定への言及はありません。ご意見をいただきましたとおり、愛知県企業庁の経営動向を注視し、必要に応じた計画の見直しを行ってまいります。	(3)
10	県水の受水について もっと停電について考慮する必要があるのでは。県水が瀬戸市受水点に送水できなくなることを検討しておく必要があるのでは。	県水においては、停電時にも、瀬戸市受水点に送水を行うための施設が整備されています。	(4)
11	耐震について どのくらい（大きさ）について考えられているのか？	「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）に基づき、地震動レベル2（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。）としています。	(3)

12	<p>蛇ヶ洞浄水場について（資料④） 停電時のために敷地を利用して太陽光発電等は検討できないか。 バックアップ対策である穴田配水場のポンプ場が、停電したらどうなるか。</p>	<p>太陽光発電については、非常用電源としての安定性や、敷地の確保、収支見通しなどの課題が多くありますので、今後の研究課題とさせていただきます。 蛇ヶ洞浄水場、穴田配水場ともに、停電時は非常用自家発電によりポンプ等を稼働させ配水を継続します。</p>	(2)
13	<p>馬ヶ城浄水場について（資料④） ダムの水質悪化について、通常はダムの水は使用しないのでは？ダムの水を一度抜き、土砂、落葉等を取り除けば、問題は解消できるのではないか。ダムの水を放水しているので、水力発電で利用したらどうか。</p>	<p>通常、河川表流水を使用していますが、大雨等による水質悪化時には、ダムの水を使用しているため、水を抜くことができません。また、水道水の取水を目的としたダムであることから、わずかな発電量しか得られず、バックアップ電源としての安定性や収支見通しなどの課題が多くありますので、今後の研究課題とさせていただきます。</p>	(2)
14	<p>資料④について ア 自己水源ではないが県水（受水）についても、この表に記載すべきではないか。 イ 原山浄水場は、井戸水をミネラルウォーターとしてペットボトルに詰めて販売すれば、もっと利用できるのではないか。</p>	<p>ア 資料④は、現状の県水からの受水割合を前提として、自己水源の現状と今後のあり方を表したものであるため、県水については、コスト比較のみを記載しております。 イ ご提案のミネラルウォーターの販売については、採算性や水質管理の面から難しいと考えます。原山浄水場は、将来における運用面、非常時対応能力、経済性等を多面的に評価した結果、休止するものと判断しております。</p>	(4)